

広島港国際コンテナターミナル指定保税地域の追加指定に関する
公聴会の開催について

関税法第 3 7 条第 3 項の規定に基づき、広島港国際コンテナターミナル指定保税地域の追加指定について、下記のとおり公聴会を開催するので、同法施行令第 3 1 条第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

神戸税関長 井田 直樹

記

- 1 日 時 令和 8 年 1 0 月 1 日（木）午前 1 0 時から
- 2 場 所 広島港湾合同庁舎 2 階税関第 1 会議室
広島市南区宇品海岸 3－1 0－1 7
- 3 主宰者 神戸税関長
- 4 事 案 広島港国際コンテナターミナル指定保税地域の追加指定について
- 5 指定保税地域として追加指定をしようとする土地及び岸壁
(1) 土地
名 称：広島港国際コンテナターミナル指定保税地域
所在地：広島県広島市南区出島三丁目 1－8 8
面 積：5, 3 5 4. 2 2 平方メートル
区 域：広島県広島市南区元宇品町元宇品公園所在の国土地理院四等三角点「元宇品（北緯 34 度 20 分 40 秒 5275、東経 132 度 27 分 36 秒 2567）」から 272 度 43 分 14 秒の方向へ引いた線上 1972.06 メートルの地点 P 1 1 を起点として、同地点から 193 度 40 分 09 秒の方向へ引いた線上 146.69 メートルの地点 P 1 2、同地点から 283 度 40 分 09 秒の方向へ引いた線上 36.50 メートルの地点 P 1 3、同地点から 13 度 40 分 09 秒の方向へ引いた線上 146.69 メートルの地点 P 1 5 と起点とを順次結んだ線によって囲まれる土地 5,354.22 平方メートル。

所有者：国土交通省

管理者：広島県

追加指定をしようとする日：令和８年１１月１６日

(２) 岸壁

名 称：広島港国際コンテナターミナル指定保税地域

所在地：広島県広島市南区出島三丁目１－８８

面 積：４，９１４．１８平方メートル

区 域：広島県広島市南区元宇品町元宇品公園所在の国土地理院四等三角点「元宇品（北緯 34 度 20 分 40 秒 5275、東経 132 度 27 分 36 秒 2567）」から 273 度 5 分 38 秒の方向へ引いた線上 2040.83 メートルの地点 P 3 を起点として、同地点から 103 度 40 分 16 秒の方向へ引いた線上 33.50 メートルの地点 P 1 5、同地点から 193 度 40 分 09 秒の方向へ引いた線上 146.69 メートルの地点 P 1 3、同地点から 283 度 40 分 09 秒の方向へ引いた線上 33.50 メートルの地点 P 1 4 と起点とを順次結んだ線によって囲まれる土地 4,914.18 平方メートル。

所有者：国土交通省

管理者：広島県

追加指定をしようとする日：令和８年１１月１６日

6 事案の説明

本件の土地については、隣接する広島港国際コンテナターミナル指定保税地域と一体的に使用されるものであり、税関手続の簡易、かつ、迅速な処理を図るため、供用開始に合わせて指定保税地域として追加指定をしようとするものである。